

幼児教育・保育の無償化のご案内

認可外保育施設等の利用については、一律に利用料が無償となるのではなく、利用施設の状況や保護者の皆さまの状況によっては、無償化の対象とならないことがあります。

この資料を確認し、手続きを進めていただくこととなりますが、ご不明な点がある場合には保育課までご確認ください。

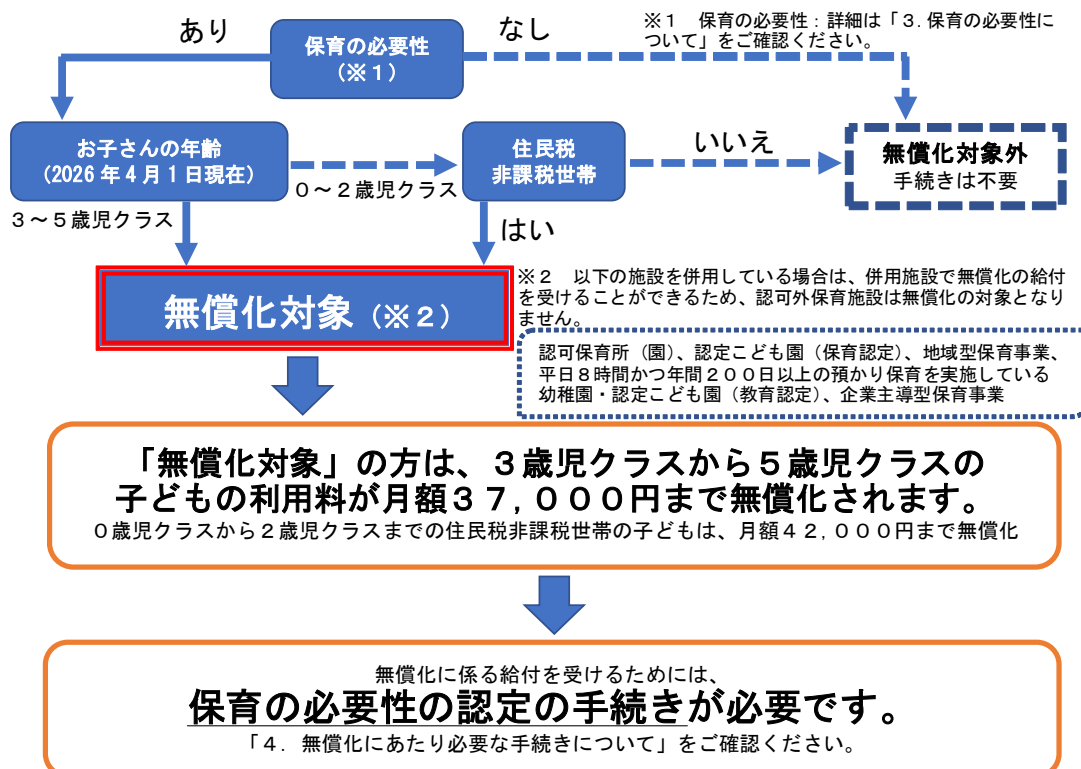
1 認可外保育施設等とは

「認可外保育施設等」とは、以下の施設、事業のことを指します。

- ① 認可外保育施設
- ② 一時預かり事業
- ③ 病児保育事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業

2 認可外保育施設等における無償化の対象範囲

本制度では、前項①から④を併用し、上限額の範囲で無償化の対象として利用料の請求を行うことができます。ただし、この場合の上限額は、それぞれのサービスごとに設定されるものではありませんので、ご注意ください。



【令和8年度の年齢別クラス表】

認可外保育施設等の無償化については、児童のクラス年齢によって、無償の対象となる上限額が異なります。以下のクラス年齢表も併せてご確認ください。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和7年（2025年）4月2日～
1歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
2歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
3歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
4歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
5歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日

※実際に保育を受けるクラス年齢とは異なる場合であっても、このクラス年齢で無償化の対象額を算定します。

3 保育の必要性について

無償化の給付を受けるためには、下記のいずれかにより「保育の必要性の認定」を受けることが条件となります（父母世帯は、父母それぞれが条件を満たす必要があります）。

- ① 就労：週4日以上かつ1日4時間以上（月64時間以上）の労働を常態とする場合
- ② 求職活動：活動中又は活動予定である場合
- ③ 妊娠・出産：出産前後の期間にあたる場合
- ④ 就学・職業訓練：週4日以上かつ1日4時間以上の就学・職業訓練を常態とする場合
- ⑤ 疾病・障がい：家庭での保育ができない場合
- ⑥ 同居親族の介護・看護：子どもの家庭にいる親族を常時介護・看護が必要な場合
- ⑦ 災害復旧：家屋の復旧にあたる場合
- ⑧ その他、上記に類する内容で「保育の必要性」があると認められる場合

※各事由によって、必要となる証明書が異なります。

※同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望する子どもがいる場合は、原則として、申請はできません。

4 無償化にあたり必要な手続きについて

無償化の給付を受けるためには、まず、春日部市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。そのため、下記の必要書類をご用意いただき、保育課へ提出してください。

【必要書類（共通）】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第4号）
- ② 子育てのための施設等利用給付認定確認書
- ③ 保育を必要とする事由を確認するための書類（次ページ参照）

※兄弟・姉妹がいる場合、兄弟・姉妹ごとに③の書類を準備する必要はありません。

上記のほか、世帯の状況により必要となる書類があります。

必要書類については、各施設または保育課窓口で配布しています。市公式ホームページにも掲載していますので、必要に応じてご活用ください。

なお、春日部市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村に手続きをご確認ください。

- 就労（就労予定）
 - 就労証明書（父親や母親など、児童を扶養する者）
 - ※自営の場合、証明書類の写し（開業届、確定申告、営業許可書、受注表等営業していることがわかる書類のいずれか）を添付してください。
- 妊娠・出産予定
 - 母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が確認できる部分）
- 就学・職業訓練
 - 学校の在籍証明書、時間割表（授業時間、日程が確認できるもの）
- 疾病・障がい
 - 医師の診断書（家庭保育ができない旨の記載があり、3か月以内のもの）又は心身障がいにかかる各種手帳の写し（氏名、等級が確認できる部分）
- 同居親族の介護・看護
 - 医師の診断書（常時介護・看護が必要な旨の記載があり、3か月以内のもの）
介護・看護スケジュール（1日の流れが確認できるもの）
- 災害復旧
 - り災証明書等

認定を受けていない場合、無償化の対象とはなりません。

認定期間は、申請日（市が書類を受領した日）以前に遡ることはできません。

手続きには原則2週間程度を要します。無償化の認定を希望される方は、お早めに保育課までお問い合わせください。

5 その他

（1）無償化の対象となる認可外保育施設等について

認可外保育施設等が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、市に届出を行っていること、市から無償化の対象施設としての「確認」を受けていること等が要件となります。

「確認」を受けた施設は、ホームページ上でご案内しております。詳しくは、利用している施設にお問い合わせください。

（2）幼稚園の預かり保育との併用について

制度上、幼稚園での預かり保育が不十分である場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満かつ年間の預かり保育の提供日数が200日未満の場合）に限り、認可外保育施設等との併用も無償化の対象となります（詳しくは、市公式ホームページを参照してください）。

（3）無償化に係る給付費の支給方法について

これまでどおり、所要の利用料を一度施設へお支払いただきます。その後、利用料の支払実績（3か月分）に応じて、保護者の皆さまから市に請求していただき、市からご指定の口座へ振り込む方法となります。

なお、請求可能期間は2年間となります。

（4）申請内容に変更があった場合について

市外へ転出が決まったときや、勤務先を退職したとき、妊娠したとき、世帯構成が変わったとき等、申請時の内容に変更が生じた場合は、保育課までご連絡ください。

【問い合わせ先】春日部市役所

保育課保育・給付担当 TEL048-736-1139

